

## 一次審査における資格評価手法に関する検討について（案）

### 1. 参加要件以外の資格評価の考え方

参加要件となる資格以外の資格（CASBEE評価員など）を評価した場合、保有資格の評価を優先して技術者を配置する可能性もあることを考慮し、評価手法検討の対象としないこととします。

### 2. 他自治体における資格評価の事例

他自治体における資格評価の考え方の事例を以下に示します。

A. 資格の提示を求めている事例	B. 資格の提示を求めている事例
配置技術者の資格について、資格の種類によって評価する。 【事例】 市川市、千葉市、川崎市庁舎設計プロポ 保有資格の種類によって評価 各務原市、清瀬市、新発田市は、プロポーザル説明書・様式において資格の提示を求めているが、明確な資格評価基準については未確認	配置技術者の資格については評価しない。 【事例】 府中市庁舎設計プロポ 各分野担当者記載様式に資格記入欄なし （総括責任者のみ一級建築士の記載欄あり） （配点基準が公開されていないため内容未確認）

上記より、配置技術者の資格の記載を求めている事例がほとんどですが、明確に資格評価を行っていることを開示している事例は市川市、千葉市、川崎市の3件となります。

この3件における資格評価配点の事例を以下に示します。

分担 業務分野	①千葉市		②川崎市		③市川市※1	
	資格	配点	資格	配点	資格	配点
管理 技術者	一級建築士	1.0	一級建築士	-	一級建築士	-
	その他	0.5	(必須資格)			
建築総合	一級建築士	1.0	一級建築士 (その他の資格は 配点なし)	3.0	一級建築士	1.0
	その他	0.5			二級建築士	0.4
	※2				木造建築士	0.2
構造	一級建築士 (必須資格)	-	構造設計一級建築士	3.0	構造設計一級建築士	1.0
			一級建築士	1.0	一級建築士	0.7
					二級建築士	0.3
木造建築士	0.1					
電気設備	資格要件なし	-	設備設計一級建築士	2.0	設備設計一級建築士	0.5
			建築設備士	1.0	一級建築士、技術士、建築設備士	0.3
					1級電気工事施工管理技士	0.2
					2級電気工事施工管理技士	0.1
機械設備	資格要件なし	-	設備設計一級建築士	2.0	設備設計一級建築士	0.5
			建築設備士	1.0	一級建築士、技術士、建築設備士	0.3
					1級管工事施工管理技士	0.2
					2級管工事施工管理技士	0.1

上記において、記載されている主任技術者の資格以外の主任技術者の評価はない。

※1：CASBEE 建築評価員資格の有無によって配点を変えているが、当該資格がないものとした配点を記載。

※2：主任担当技術者という表現であり、質疑応答にて主任技術者の分担業務分野は問わないとしている。

各事例とも、配置技術者の必須資格を指定している場合は資格を評価していません。

選択資格の場合は、各自治体にて資格の種類によって配点比率を定めた評価としています。

### 3. 資格評価を行う場合の配点案

上記事例も参考に、資格評価を行う場合の配点案を下記の方針で検討します。

- ① 必須資格を求める配置技術者の資格評価は行わない
- ② ホール担当主任技術者、音響担当主任技術者においては、資格に関わらず業務遂行が可能な技術者の配置も考えられるため資格評価は行わない

#### ■ 資格評価配点案の比較

	配点案 1： 資格種類による評価に大きな差を設定しない	配点案 2： 資格種類を重視し評価に差をつける
評価	保有資格による差が小さいため、「資格評価を行う」という主旨（より有効な資格保有者の配置を期待）に沿った配置がされない可能性がある。	「資格評価を行う」という主旨（より有効な資格保有者の配置を期待）に沿った配置がされる可能性がある。

#### ■ 資格評価の配点案

分担業務分野	評価する技術資格		【配点案 1】	【配点案 2】
			資格種類による評価に大きな差を設定しない (満点以外は 80%)	資格種類を重視し評価に差をつける (満点以外は 30%)
管理技術者	必須資格	一級建築士	—	—
建築（総合）	必須資格	一級建築士	—	—
構造	必須資格	構造設計一級建築士	—	—
電気設備	選択資格	設備設計一級建築士※ 1	2.5 (1.0)	2.5(1.0)
		一級建築士、建築設備士	2.0 (0.8)	0.75 (0.3)
機械設備	選択資格	設備設計一級建築士※ 1	2.5 (1.0)	2.5(1.0)
		一級建築士、建築設備士	2.0 (0.8)	0.75 (0.3)
ホール	資格要件なし		—	—
音響	資格要件なし		—	—
ランドスケープ	選択資格	技術士※ 2、一級建築士	2.5 (1.0)	2.5(1.0)
		RLA※ 3、RCCM※ 4	2.0 (0.8)	0.75 (0.3)
コスト	選択資格	建築積算士、建築コスト管理士	2.5 (1.0)	2.5(1.0)
		一級建築士	2.0 (0.8)	0.75 (0.3)
合計（最高点）			10.00 点	10.00 点
合計（最低点）			8.50 点	4.75 点
最高点と最低点の評価差			1.50 点	5.25 点

※ 1：設備設計一級建築士は電気設備主任技術者若しくは機械設備主任技術者いずれかが保有しなければならない。

※ 2：ランドスケープ担当の技術士の資格は建設部門（都市及び地方計画）に限る。

※ 3：RLA（登録ランドスケープアーキテクト）

※ 4：RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）は造園部門に限る。

上記の検討結果から、[資格評価を行う場合](#)は、配置技術者は本事業推進にとってより有効な資格保有者の配置を期待するとの考えから、[配点案 2 が望ましい](#)と考えます。

以上